

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 協力会社（解体工事業者、運送業者、産廃処理業者など）との対等で公正な関係のもと、長期的かつ安定的な取引を行います。
- b. 解体現場の安全管理や環境負荷低減において、協力企業との連携を強化し、継続的な改善を図ります。
- c. デジタル化（電子受発注や工程管理の効率化）を推進し、生産性向上に資する仕組みの導入を支援します。
- d. 資源循環や廃材のリサイクル促進において、協力企業と連携し、地域の環境保全に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法の適正化

当社は、不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

当社は、下請代金は現金で支払います。

④ 知的財産・ノウハウの取り扱い

当社は、「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ防止

当社は、取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

また、天候や地域事情などにより工程に影響が出る場合も、協力的かつ柔軟な対応を心がけ、しわ寄せの発生を防止します。

3. その他（任意記載）

- 協力業者に対する安全教育支援や法令遵守の啓発活動を継続的に実施します。
- 外国人技能実習生や若手人材の育成支援を通じて、業界全体の人材基盤の強化を図ります。
- 解体工事におけるアスベスト・PCB など有害物質対応を含め、持続可能な施工体制の確立に向けて協力を強化します。

令和7年6月27日

株式会社礼大 代表取締役 岡本 司
企業名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。